

# 工業炉契約

平成29年4月1日

因の島ガス株式会社



## 目次

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 目的             | 1 |
| 2. 用語の定義          | 1 |
| 3. 適用条件           | 1 |
| 4. 契約の締結          | 2 |
| 5. 使用量の算定         | 2 |
| 6. 料金             | 2 |
| 7. 単位料金の調整        | 3 |
| 8. 名義の変更          | 4 |
| 9. 契約の変更または解消     | 4 |
| 10. 本支管工事費の精算     | 4 |
| 11. 最大需要期定時使用量の調整 | 4 |
| 12. 緊急調整時の措置      | 4 |
| 13. その他           | 4 |
| 付則                | 5 |
| 別表1.ガス料金の算定方法     | 5 |
| 2.料金表             | 6 |



## 1. 目的

この契約は、3（6）に定める定時から定時以外への負荷移行が可能な需要を中心に負荷調整を推進しつつ当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 用語の定義

この契約および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切り捨て）
- (2) 「工業炉」とはエネルギー源としてガスを使用し、製品の製造に用いられる炉をいいます。
- (3) 「最大需要期」とは、12月分から3月分までをいいます。
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (5) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (6) 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。
- (7) 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (10) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## 3. 適用条件

この契約は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 工業炉を使用すること。
- (2) 定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下であること。
- (3) 当社が定める基準に適合した定時使用量を測定できる装置、および当該のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。
- (4) 最大需要期の定時の使用を調整できる需要家であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

#### 4. 契約の締結

- (1) お客様は、この契約にもとづき当社と協議のうえ、適用する供給条件を定めた工業炉需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客様は、新たにこの契約にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
  - ① 契約最大使用量
  - ② 契約年間使用量
  - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できません。

#### 5. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。定時使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取り付け関係工事費はお客さま負担とします。）ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまとの協議によってその月における定時使用量を算定いたします。

#### 6. 料金

- (1) 料金の支払期日につきましては、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内といたします。
- (2) 当社は、工業炉契約には別表1の料金表を適用して、ガス料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は別表の料金表にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は前回の検針日および解約日またはガス使用停止日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に単位料金を乗じたものとします。
- (4) 料金の支払方法は、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。

## 7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用してガス料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、(3) のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金【1立方メートルあたり】

$$= \text{基準単位料金} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

- (2) 基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

69,130円

② 平均原料価格（トンあたり）

(3) 定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9738 \\ &+ \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0284 \end{aligned}$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 8. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 9. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変動がある場合、本契約が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

## 10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

### 11. 最大需要期定時使用量の調整

当社は3.(4)に基づき最大需要期定時使用量を調整していただくことがあります。

### 12. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表1の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

#### (1) 定額基本料金割引額

$$= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当りの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

### 13. その他

その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付則



## 1. 実施の期日

平成29年4月1日から実施いたします。

(別表)

### 1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ② 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整

単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑬ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) ガス料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切捨て）

$$\text{消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

## 2. 料金表 工業炉契約（消費税等相当額を含みます。）

### (1) 定額基本料金

|        |              |
|--------|--------------|
| 1か月につき | 108,000.00 円 |
|--------|--------------|

### (2) 基準単位料金

|            |          |
|------------|----------|
| 1立方メートルにつき | 154.08 円 |
|------------|----------|

ガス需給契約書 (工業炉契約)

(以下甲という。)と因の島ガス株式会社(以下乙という。)は甲のガス需給について次のとおり契約を締結する。

| 項目                 |          | 熱量             |
|--------------------|----------|----------------|
|                    |          | 46メガジュール       |
| 契約<br>使用<br>量<br>等 | 契約最大使用量  | m <sup>3</sup> |
|                    | 契約年間使用量  | m <sup>3</sup> |
|                    | 年 月(検針月) | 契約月別使用量        |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |
|                    |          | m <sup>3</sup> |

|        |  |
|--------|--|
| 需給場所   |  |
| 契約有効期間 |  |
| 検針日    |  |

- 1.本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、甲・乙双方において何等の申出がない場合は、本契約満了の翌日から更に1ヵ年有効とし、その後の期間についても同様とします。
- 2.本契約の締結により、平成 年 月 日付で締結したガス需給契約書は、本契約の発生と同時にその効力を失うものとします。
- 3.本契約に記載されていない事項については、乙の選択約款契約および乙の一般ガス供給約款によります。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各その1通を保有する。

平成 年 月 日

需要者(甲)

供給者(乙) 広島県尾道市因島田熊町5037  
 因の島ガス株式会社  
 TEL 0845-22-2222